明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

一　○金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件（金融庁四九）
一　○除籍が滅失した件（法務五九五～六〇〇）
二　○原戸籍の一部が滅失した件（同六〇一）
二　○戸籍が滅失した件（同六〇二）
二　○日本国に帰化を許可する件（同六〇三）
三　○支出官事務規程第十一条第二項第四号に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（財務三四七）
三　○出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（同三四八）
五　○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産二一四三～二一四七）
六　○保安林の指定施業要件を変更する件（同二一四八～二一五二）
六　○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件（経済産業二九二）
七　○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件（同二九三）
七　○工業標準化法第二十八条第一項の登録の更新をした認証機関（国土交通一一九〇）
八　○砂防法第二条の土地を指定する件（同一一九一～一一九四）
九　○道路に関する件（東北地方整備局二五九）
九　○道路に関する件（近畿地方整備局二〇三）
一〇　○道路に関する件（北海道開発局二二一）

〔国会事項〕

一〇　法務省

〔人事異動〕

一〇　官庁
財団、製造たばこ小売定価関係

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他

〔公告〕

諸事項

告示

○金融庁告示第四十九号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の十八の二及び第一条の十九第二号の規定に基づき、金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件（平成二十三年金融庁告示第百五号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十九年十二月二十六日

金融庁長官　森　信親

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の十八の二及び第一条の十九第二号の規定に基づき、金融商品債務引受業の対象取引から除かれる金融庁長官が指定する取引及び貸借を次のように定め、公布の日から平成三十年六月三十日まで適用する。	金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の十八の二及び第一条の十九第二号の規定に基づき、金融商品債務引受業の対象取引から除かれる金融庁長官が指定する取引及び貸借を次のように定め、公布の日から平成二十九年十二月三十一日まで適用する。

○法務省告示第五百九十五号

京都市中京区役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成三十年一月二十六日までに、同区長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、中京区役所又は京都地方法務局に照会すること。

平成二十九年十二月二十六日

法務大臣　上川　陽子

京都市中京区大宮通四条上る錦大宮町百三十三番地　奥村　治郎

○法務省告示第五百九十六号

長崎県対馬市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十九年十二月二十六日

法務大臣　上川　陽子

長崎県下県郡厳原町大字国分千二百八十八番地　白石　久子

○法務省告示第五百九十七号

北海道旭川市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十九年十二月二十六日

法務大臣　上川　陽子

北海道旭川市春光町五区二条二十六番地　下内　硅

○法務省告示第五百九十八号

長野県下伊那郡高森町役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成三十年一月二十六日までに、同町長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、高森町役場又は長野地方法務局飯田支局に照会すること。

平成二十九年十二月二十六日

法務大臣　上川　陽子

長野県下伊那郡市田村大字牛牧千百四十八番地　原　鹿太郎